

第14回 仙北市 国家戦略特別区域会議 仙北市提出資料

令和6年5月29日



仙北市の今後の国家戦略特区の取り組みについて

1. インターナショナルスクール誘致事業

取り組み

①インターナショナルスクール誘致促進事業

国家戦略特区の優位性や豊富な観光資源等を活かし、高度外国人材の子女の教育機関となる**インターナショナルスクールの誘致活動**を行う。

②インターナショナルスクール受入環境整備事業

市内既存施設や未使用施設をリスト化し、利活用を提案する。併せて、言語の壁を意識せず市内移動ができるMaaSの事業化検証実験を行う。

活用予定メニュー

①海外のインターナショナルスクール運営法人の経営者の移住と国内法人の設立

「創業人材等の多様な外国人の受入れ促進（国家戦略特別区域法第16条の6）」他

②スクールの整備に係る特別償却又は税額控除の活用

「設備投資促進税制(法人税)(国家戦略特別区域法第27条の2)」

2. 高度外国人材等受入促進事業

取り組み

①高度外国人材等招聘促進事業

高度外国人材等のニーズや市内不足サービスの調査や、市内事業者等の高度外国人材等に関するニーズ調査、その他招聘促進活動等を行う。

②高度外国人材等受入環境整備事業

受入企業等や外国人を含めた起業・開業の相談・対応支援を総合的に行う**グローバル雇用・創業ワンストップセンター**を整える。

活用予定メニュー

外国人を含めた開業促進のためと外国人材を雇用しようとする事業主支援のための「グローバル雇用・創業ワンストップセンター」の設置（国家戦略特別区域法第36条の2、第37条の3）



令和6年1月のインターナショナルスクール運営法人向けの視察ツアーの様子

高度外国人材の市内視察イメージ

ワンストップセンターイメージ